豊橋市結婚支援事業補助金 事前相談シート

	相談日:令和 年 月 日
	相談者:
【必要書類】	
□補助事業者の概要説明書(別紙1)	
□事業計画書(別紙2)	
口事業収支予算書(別紙3)(補助対象経費に	こついては見積書が必要です)
【対象事業者】	
□暴力団員による不当な行為の防止等に関す	る法律(平成3年法律第77号)に規定する処分を受
けて <u>いない団体</u> 又は同法律に規定する処分	を受けている団体の構成員の統制下 <u>にない者</u>
□公序良俗に反 <u>しない者</u>	
□豊橋市の市税等の滞納をして <u>いない者</u>	
口業として結婚相談又は結婚紹介を行って <u>い</u>	<u>ない者</u>
【対象事業について】	
口独身の男女を対象に市内で実施する男女の	出会いの場を創出する事業
(セミナーや結婚相談等は対象外となりま	<u>: ਰ</u>)
□20 歳以上の独身者のみを対象として実施	する事業
口参加者総数がおおむね 10 人以上である事	業
口過半数の参加者が市内に居住し、又は勤務	である事業
口参加者が男女同数であることを目標とする	事業
口参加者から参加費を徴収する場合は、事業	の趣旨を踏まえ、適正な水準に参加費が設定された事業
口公序良俗に反する内容等を含まない事業	
口営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売	売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘
等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない)事業
口本市施設を活用し、又は本市施策の推進に	こつながる事業
口宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は	に信者を教化育成することを目的と <u>しない事業</u>
口政治上の主義を推進し、支持し、又はこれ	に反対することを目的と <u>しない事業</u>
口特定の公職若しくは公職にある者若しくは	は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目
的と <u>しない事業</u>	
口他の制度から補助金等の交付を受けて <u>いな</u>	<u>にい事業</u>
【対象経費】	
□対象経費ごとの見積書が揃っている	
□対象経費について、適正な金額設定がされ	ている(謝礼など)
ロチラシ・ポスター等の作成部数、配布先が	示されている(補助対象経費として計上している場合)
区分	補助対象経費
	• 需用費(消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費)
男女の出会いの場を創出する事業(結婚支	• 報償費(講師謝礼、司会謝礼等)
援イベント等)に関する経費	・ 会場使用料及び賃貸料
	・その他事業に必要な経費